

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定

## 変更認可申請について

「玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を  
実施するための変更の内容」補足説明資料

2020年●月●日  
九州電力株式会社

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について 補足説明(1/2)

## ○共用設備の主管箇所の見直しについて

1、2号炉設備のうち、3、4号炉との共用設備の主管箇所の見直しについては、原子炉設置(変更)許可に記載の共用設備について実施した。

なお、原子炉設置(変更)許可に該当しないものは、従来の運用とした。

対象施設等	考え方	対象条文	変更内容※
雑固体焼却設備	3、4号炉で維持管理することに伴い、関連する業務を3、4号炉へ移管する。	第2編29条	雑固体焼却設備による焼却処理を「発電課長」から「発電第二課長」へ変更
		第1編98条	雑固体焼却設備による焼却処理を「発電第一課長」から「発電第二課長」へ変更
		第2編32条	雑固体焼却炉排気筒に関する記載を削除(第1編へ移動)
		第1編100条	雑固体焼却炉排気筒を追加(放出担当者「発電第二課長」)(第2編より移動)
固体廃棄物貯蔵庫		第2編第29条	固体廃棄物貯蔵庫の保管を「安全管理課長」から「安全管理第二課長」へ変更
		第1編第98条	固体廃棄物貯蔵庫の保管を「安全管理課長」から「安全管理第二課長」へ変更
環境放射能計測器		第2編第45条	担当課長を「安全管理課長」から「安全管理第二課長」へ変更
		第1編第113条	担当課長を「安全管理第一課長」から「安全管理第二課長」へ変更
雑固体焼却炉建屋	3、4号炉で管理区域の区域管理を実施することに伴い、管理区域図を移行する。	第2編添付1	雑固体焼却炉建屋の管理区域図を削除(第1編へ移動)
		第1編添付4	雑固体焼却炉建屋の管理区域図を追加(第2編より移動)
固体廃棄物貯蔵庫	雑固体焼却炉建屋等の出入管理施設及び汚染管理施設は、1、2号炉共用設備であるため、出入管理等は従来どおり1、2号炉で管理する。	第2編添付1	固体廃棄物貯蔵庫の管理区域図を削除(第1編へ移動)
		第1編添付4	固体廃棄物貯蔵庫の管理区域図を追加(第2編より移動)
管理区域への出入管理		第1編第106条	第1編第106条第3項、第4項及び第6項について、「安全管理第二課長」から「廃止措置安全管理課長及び安全管理第二課長」へ変更
周辺監視区域境界付近の測定	周辺監視区域付近の測定に係る設備の3、4号炉への移管に伴い、測定に関する業務を3、4号炉に移管する。	第1編第112条	担当課長を「安全管理課長」から「安全管理第二課長」へ変更

※ 第2編の変更前(改編前の第3編)においては、主語の明確化が未実施のため総称の名称である「発電課長」又は「安全管理課長」を記載している。

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について 補足説明(2/2)

○保安規定 添付の管理区域図について

3、4号炉との共用である雑固体焼却炉建屋及び1・2-固体廃棄物貯蔵庫について、当該建屋の管理区域は、保安規定第1編の103条「管理区域の設定・解除」及び第104条「管理区域における区域区分」に基づき、安全管理第二課長が区域管理を実施するため、当該建屋の管理区域図を第1編へ添付する。

凡例 ○：添付あり、－：添付なし 赤字：変更箇所

管理区域図(略称)	変更前				変更後			
	担当課長※1	第1編 安全管理 第二課長	第2編 安全管理 第一課長	第3編 安全管理 課長	担当課長	第1編 安全管理 第二課長	－ (削る)	第2編 (第3編を改編) 廃止措置 安全課長
1、2号炉	安全管理第一課長	－	○	○	廃止措置安全課長	－	－	○
3、4号炉	安全管理第二課長	○	－	○	安全管理第二課長	○	－	－
雑固体焼却炉建屋	安全管理第一課長	－	○	○	安全管理第二課長	○	－	第1編へ移動
廃棄物処理建屋	安全管理第二課長	○	－	○	安全管理第二課長	○	－	－
1・2-固体廃棄物貯蔵庫	安全管理第一課長	－	○	○	安全管理第二課長	○	－	第1編へ移動
3・4-固体廃棄物貯蔵庫	安全管理第二課長	○	－	○	安全管理第二課長	○	－	－
蒸気発生器保管庫	安全管理第一課長	－	○	○	廃止措置安全課長	－	－	○
雑固体熔融炉処理建屋	安全管理第二課長	○	－	○	安全管理第二課長	○	－	－

※1：変更前の第1編、第2編に記載の担当課長を示す。